

平成 25 年 職員組合 当局提案および合意内容

当 局 提 案 内 容	合 意 内 容
1. 給与制度について ① 55 歳を超える職員（技能労務職給料表、医療職給料表（一）の適用を受ける職員については 57 歳を超える者）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は 2 号給昇給）、特に良好な場合には 1 号給（現行は 3 号給）、極めて良好な場合には 2 号給以上（現行は 4 号給以上）の昇給とする。	1. ① 提案内容どおりとする。
② 最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減する。	② 提案内容どおりとする。
③ 平成 26 年度以後に採用する職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）のうち、一般行政職大卒の職員及び保健師大卒の職員について、人事給与制度の再構築を行うまでの間、初任給を 2 号給引き下げる。	③ 提案内容どおりとする。
④ 次に掲げる職員について、人事給与制度の再構築を行うまでの間、採用後の最初の昇給時に 2 号給を抑制する。ただし、最初の昇給が 2 号給に満たない者については、昇給しない。 (1) 平成 25 年度の採用職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。） (2) 平成 26 年度以後に採用する職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）のうち、一般行政職大卒の職員及び保健師大卒の職員を除いた職員	④ 提案内容どおりとする。
⑤ 住居手当のうち、持家分の支給（7,000 円/月）の支給を廃止する。	⑤ 引き続き協議を行う。
⑥ その他	⑥ 適切な給与水準に向けて、全体的な人事給与制度を再構築していく中で、労使協議の上、若年層の職員の給与水準に配慮した人事給与制度を構築する。
2. 労務管理について ① 平成 25 年以降の夏季休暇の付与日数を 6 日とする。なお、盛夏期間中の休暇の計画利用はこれまでどおり 10 日とし、夏季休暇 6 日と年休 4 日とする。	2. ① 引き続き協議を行う。
② 同一傷病に係る病気休暇の期間の通算については、国の制度を基本とした制度とする。	② 提案内容どおりとする。
③ ドナー休暇の取得事由に、末梢血幹細胞の提供希望者としての登録の申出を行う場合及び提供する場合を加える。	③ 提案内容どおりとする。